

第4章 參考資料

〇〇海洋少年団団則（例）

第1章 総 則

第1条 この団は、〇〇海洋少年団という。

第2条 この団は、少年、少女に対し、海に親しむ機会を与え、海洋思想を普及し、海洋に関する科学的知識と、海上生活に必要な技術を授け、団体生活の規律を通して社会的徳性を涵養し、あわせて国際親善に寄与することを目的とする。

第3条 この団の事務所を〇〇に置く。

第2章 事 業

第4条 この団は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 基本訓練及び海上訓練
- (2) 船舶、灯台、港湾施設、造船所、その他の見学
- (3) 海事思想普及に関する行事及び研究会、座談会などの開催
- (4) 社会奉仕事業
- (5) 団報の発行
- (6) その他必要な事業

第3章 組織と入退団

第5条 この団は、小学校1年生より高等学校3年生までの少年、少女の自発的な組織で、その指導、育成にあたる成人をも含めて組織する。

第6条 この団に入団したい者は、団長に申し出て、運営委員会の承認を得て、団長が許可する。

第7条 この団に入団する者は、心身強健で団員としての義務を遂行し得る者でなくてはならない。

第8条 この団を脱退したい者は、その旨を団長に申し出なければならない。

第9条 団長は、団員が次の各項の一に該当するときは、運営委員会の議を経て、退団させることができる。

- (1) この団の目的に違反したとき
- (2) 各行事に参加せず、団員の名誉を傷つけるような行為のあったとき
- (3) 長期にわたり団費を滞納したとき

第4章 役員と総会

第10条 この団には、次の役員を置く。

- (1) 団 長 1名
- (2) 副 団 長 若干名
- (3) 運営委員 若干名

第11条 団長、副団長は、総会で推薦する。

- 2 運営委員は、成人の指導者、父兄、その他により選出された者とする。
- 3 委員長は、委員の互選による。

第12条 役員の任期は、〇〇年とする。ただし、重任を妨げない。

第13条 団長は、団を代表し、団務を統轄する。

- 2 副団長は、団長を補佐し、団長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 運営委員は、委員会を構成して団務と事業を審議し執行する。

第14条 運営委員会は、委員長又は委員の3分の2以上の要求で開催し、その決定は過半数の同意を要する。

第15条 総会は、年1回の定時総会と、臨時総会とする。

第16条 総会は、成人の会員をもって構成し、団長がこれを招集してその議長となる。

第17条 総会の議決は、出席者の過半数によって決める。可否同数のときは、議長がこれを決める。

第18条 この団に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、団長が委嘱し、団長の諮問にこたえる。

第19条 この団に後援会を置くことができる。

第5章 会 計

第20条 この団の経費は、団費、寄付金その他をもってまかなう。団費は1人月額〇〇円とする。

- 2 この団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この団則は、平成 年 月 日より施行する。

〇〇海洋少年団後援会会則（例）

- 第1条 この会は、〇〇海洋少年団後援会という。
- 第2条 この会は、〇〇海洋少年団の育成発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するため関係機関、団体などと連絡を密にし、次の事業を行う。
- (1) 海洋少年団の発展、普及及び宣伝に関すること。
 - (2) 海洋少年団の行う事業に対する援助協力に関すること。
 - (3) その他の本会の目的を達成するために必要な事業。
- 第4条 この会は、団員の父兄及び本会の趣旨に賛同する個人、会社、団体などをもって組織する。
- 第5条 この会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監 事 若干名（内1名を会計担当、2名を会計監査とする。）
- 第6条 会長、副会長は、役員会の推薦による。
- 2 監事は、初めは設立準備委員会の推薦とし、後は役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 第7条 会長は、この会を代表し、会務を統理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 監事は、会長の指示を受け、会務を掌理する。
 - 4 会計監事は、この会の会計を司る。
 - 5 会計監査は、会計を監査する。
- 第8条 役員任期は、2年とする。ただし、重任は妨げない。
- 第9条 役員会は、会長が必要と認めたとき会長が招集し、議長となる。
- 第10条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とし、会員でそれぞれ構成する。
- 第11条 通常総会は、年一回、会計年度終了後2ヵ月以内に会長が招集し、議長となる。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき会長が招集し議長となる。
- 第12条 通常総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) その他役員会で必要と認めた事項
- 第13条 総会は、会員の三分の一以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数による。可否同数のときは議長が決する。
- 第14条 この会の経費は、会費、寄付金その他の収入による。
- 第15条 この会の会費は、一口年 円とし、会員は一口以上とする。
- 第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条 会長は、本連盟を代表し、本連盟の運営を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、会長の指示に従い、本連盟の業務を掌理する。

第10条 会長は、理事会に諮り、顧問、相談役又は参与を委嘱することができる。

第11条 役員任期は、2ヵ年とし、再任を妨げない。

第5章 会 議

第12条 本連盟の会議は、総会及び理事会とする。

第13条 総会は、毎年度初めに開催し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第14条 理事会は、会長が必要と認めたとき随時開催する。

第6章 会 計

第15条 本連盟の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

第16条 正会員（各団）の会費は、年額 円とし、賛助会員の会費は、一口年〇〇円以上とする。

第17条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日終わる。

第18条 本規約の改廃は、総会において決定する。

附 則

この規約は、平成 年 月 日より施行する。